

保険・年金 フォーカス

欧州保険会社が 2023 年の SFCR (ソルベンシー財務状況報告書) を公表 (1) — 長期保証措置と移行措置の適用状況 —

客員研究員 中村 亮一
E-mail : nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

欧州の保険会社各社が 4 月から 5 月にかけて、単体及びグループベースの SFCR (Solvency and Financial Condition Report : ソルベンシー財務状況報告書) を公表している。これは、2016 年にソルベンシー II 制度が導入されて以来、8 回目となる対外公表されるソルベンシーと財務状況に関する詳細な報告書となっている。

これらの報告書については、これまでの 8 年間も保険年金フォーカス等で報告してきた。例えば 2022 年の SFCR については、保険年金フォーカス「[欧州保険会社が 2022 年の SFCR \(ソルベンシー財務状況報告書\) を公表\(1\)~\(5\)](#)」(2023.6.13~2023.7.4) 及び基礎研レポート「[欧州保険会社の内部モデルの適用状況 \(標準式との差異\) —2022 年の SFCR \(ソルベンシー財務状況報告書\) からのリスクカテゴリ毎の標準式との差異説明の報告—](#)」(2023.7.10) (以下、「以前のレポート」と呼ぶ) で報告した。

今回は、AXA、Allianz、Generali 及び Aviva の欧州大手保険グループ 4 社が公表した 2023 年の SFCR について、焦点を絞って報告する。まずは、今回のレポートでは、欧州大手保険グループの SFCR (含む QRTs (定量的報告テンプレート)) の内容から、長期保証 (LTG) 措置と移行措置の適用による影響の説明について報告する。なお、これまでの報告に含まれていた Aegon については、2023 年末では BMA (バミューダ金融庁) によるグループ規制監督の対象となっており、SFCR ではなく、BMA によるグループの FCR (財務状況報告書) の公表が行われる形になっているため、今回の報告には含めていない。

2—長期保証措置と移行措置の適用による影響

1 | 長期保証措置と移行措置について

ソルベンシー II においては、景気循環効果を制限して、ソルベンシー II の新しい規制枠組みへの円滑な移行を促進し、特に困難なマクロ経済環境に適応するために必要な時間を会社に提供すること等を

目的として、①リスクフリー金利の補外、②マッチング調整、③ボラティリティ調整、④リスクフリー金利の移行措置、⑤技術的準備金に関する移行措置、⑥ソルベンシー資本要件に違反した場合の回復期間の延長、といった「長期保証 (LTG) 措置」や「移行措置」が導入されている。さらに、今回のレポートでは触れていないが、⑦株式リスクチャージの対称調整メカニズム、⑧デュレーションベースの株式リスクサブモジュール、といった「株式リスク措置」も導入されている¹。

2 | 長期保証措置と移行措置の適用による影響

(1) 適格自己資本や SCR (ソルベンシー資本要件) への影響

SFCR の QRTs の S.22.01.22 においては、このうちの、②マッチング調整、③ボラティリティ調整、④リスクフリー金利の移行措置、⑤技術的準備金に関する移行措置、の適用に伴う影響額が開示されている。

以下の図表は、欧州大手保険グループ 4 社 (AXA、Allianz、Generali、Aviva) について、各社が適用している措置適用後の数値と、それらの各措置を非適用とした場合の影響額をまとめている。今回の SFCR での QRTs 等の公表では、2023 年における個別会社・グループ毎の数値が明らかにされている。

長期保証 (LTG) 措置及び移行措置の適用による影響 (2023 年末)

(単位: 百万ユーロ / 百万ポンド)

会社	項目	金額 (LTG措置・移行 措置適用後)	技術的準備金に関する 移行措置		リスクフリー金利 の移行措置		ボラティリティ調整		マッチング調整	
			(TTP)	影響度	(TPFR)	影響度	(VA)	影響度	(MA)	影響度
AXA	技術的準備金	456,608	—	—	—	—	2,471	0.5%	—	—
	基本自己資本	54,715					-1,466			
	SCR適格自己資本	57,443	—	—	—	—	-1,466	-2.6%	—	—
	SCR	25,281	—	—	—	—	3,792	15.0%	—	—
Allianz	技術的準備金	588,005	14,733	2.5%	—	—	1,967	0.3%	—	—
	基本自己資本	88,043	-10,166	-11.5%			939	1.1%		
	SCR適格自己資本	99,724	-10,166	-10.2%	—	—	939	0.9%	—	—
	SCR	43,484	—	—	—	—	3,469	8.0%	—	—
Generali	技術的準備金	370,512	115	0.0%	—	—	1,884	0.5%	—	—
	基本自己資本	46,736	-82	-0.2%			-1,221	-2.6%		
	SCR適格自己資本	49,040	-82	-0.2%	—	—	-1,221	-2.5%	—	—
	SCR	22,304	21	—	—	—	5,861	26.3%	—	—
Aviva	技術的準備金	265,844	1,407	0.5%	—	—	567	0.2%	6,636	2.5%
	基本自己資本	17,980	-1,094	-6.1%			-135	-0.8%	-5,931	-33.0%
	SCR適格自己資本	18,824	-1,094	-5.8%	—	—	-135	-0.7%	-5,931	-31.5%
	SCR	10,011	237	2.4%	—	—	161	1.6%	5,438	54.3%

(出典) 各社の SFCR の QRTs の S.22.01.22 に基づいて作成。

これによると、ボラティリティ調整については、各社が適用しており、それによる SCR への影響額はかなり幅のあるものとなっている。なお、上記の図表の数値は、ボラティリティ調整をゼロにした場合の影響額を示している。基本的には、これにより割引率が低下することから、技術的準備金が増加することで、SCR は増加し、適格自己資本は減少することになる。ただし、Allianz の場合、グループ SCR へのソロ SCR の貢献度が高いことで、SCR の増加に伴う利用不可能な控除の減少

¹ これらの概要については、保険年金フォーカス「[EU ソルベンシー II における LTG 措置等の適用状況とその影響 \(1\) — EIOPA の 2020 年報告書の概要報告 —](#)」(2020.12.17) 等を参照していただきたい。EIOPA の報告書では、「長期保証 (LTG) 措置」と「移行措置」を合わせて、「長期保証 (LTG) 措置」と呼んでいる。

(2,271 百万ユーロ) が適格自己資本にプラスに働く要素が大きくなっている (主としてドイツの生命保険会社 Allianz Lebensversicherungs-AG において) ことから、他の 3 グループとは異なり、ボラティリティ調整をゼロとすることによる適格自己資本への影響がプラスになっている。

Aviva は、マッチング調整の影響が大きなものとなっており、さらに技術的準備金に対する移行措置を適用することで有意な影響が現れている。

Allianz は、2020 年第 2 四半期から、Allianz Lebensversicherungs-Aktiengesellschaft と Allianz Private Krankenversicherungs-Aktiengesellschaft の 2 つのドイツの会社において、技術的準備金に関する移行措置を適用しており、その影響が大きなものとなっている。

Generali も、2020 年 12 月 31 日の評価から、Seguradoras Unidas の買収と引き続く Generali Seguros のポルトガル会社の再編によるポルトガルのポートフォリオに対して、技術的準備金に関する移行措置を適用しているが、その影響は限定的である。

(2)SCR 比率への影響

上記の影響額に基づいて、SCR 比率 (= 適格自己資本 / ソルベンシー資本要件) への影響を試算すると、以下の図表の通りとなる。

これによると、これらの措置を適用しなかった場合でも、Aviva 以外は 100% を超える SCR 比率を確保している。この状況はこれまでと同様である。また、長期保証措置や移行措置を適用したことによる影響度合いは、2022 年末に比べて、若干小さくなっている。ユーロのボラティリティ調整の絶対的水準自体は、2022 年末の 19bps から 2023 年末の 20bps に若干増加しているが、特に高いリスクフリーレート曲線という経済環境下において、ボラティリティ調整の 1bp 当たりの影響が低下していることによる。

長期保証 (LTG) 措置及び移行措置の適用による SCR 比率への影響 (2023 年末)

	AXA	Allianz	Generali	Aviva
①SCR比率(措置適用後)	227%	229%	220%	188%
②SCR比率(措置適用前)	193%	193%	169%	74%
③ 影響度(①-②)	34%ポイント	37%ポイント	51%ポイント	114%ポイント

(※) 各社の SCR 比率 (措置適用後) は、SFCR で報告された数値に基づいている。

(参考) 長期保証 (LTG) 措置及び移行措置の適用による SCR 比率への影響 (2022 年末)

	AXA	Allianz	Generali	Aviva
①SCR比率(措置適用後)	215%	230%	221%	198%
②SCR比率(措置適用前)	177%	186%	165%	78%
③ 影響度(①-②)	41%ポイント	44%ポイント	56%ポイント	120%ポイント

(※) 各社の SCR 比率 (措置適用後) は、SFCR で報告された数値に基づいている。

(参考) 長期保証 (LTG) 措置及び移行措置の適用による SCR 比率への影響 (2021 年末)

	AXA	Allianz	Generali	Aviva
①SCR比率(措置適用後)	217%	239%	227%	205%
②SCR比率(措置適用前)	162%	185%	170%	80%
③ 影響度(①-②)	55%ポイント	54%ポイント	57%ポイント	125%ポイント

(※) 各社の SCR 比率 (措置適用後) は、SFCR で報告された数値に基づいている。

なお、AXA 以外の複数の措置の適用による影響のある各社の長期保証措置や移行措置の適用による影響を分解してみると、以下の通りとなっている。

(2-1) Allianz

技術的準備金に関する移行措置やボラティリティ調整の適用による影響は、それぞれが大きなものとはなっているが、これらをともに非適用とした場合でも、Allianz は 193%と高い SCR 比率水準を維持している。

- ①技術的準備金に関する移行措置を非適用とした場合 : 206% (▲23%ポイント)
- ②ボラティリティ調整を非適用とした場合 : 214% (▲15%ポイント)

(2-2) Generali

技術的準備金に関する移行措置の適用による影響は軽微だが、ボラティリティ調整の適用による影響は大きなものとなっている。

- ①技術的準備金に関する移行措置を非適用とした場合 : 220% (0%ポイント)
- ②ボラティリティ調整を非適用とした場合 : 170% (▲50%ポイント)

(2-3) Aviva

マッチング調整の適用による影響がかなり大きなものとなっている。なお、実際にはマッチング調整を非適用とした場合、技術的準備金に関する移行措置の適用によるプラスの影響額が増加することになるが、下記の計算ではその影響は考慮されていない。

- ① 技術的準備金に関する移行措置を非適用とした場合 : 173% (▲15%ポイント)
- ② ボラティリティ調整を非適用とした場合 : 184% (▲ 4%ポイント)
- ③ マッチング調整を非適用とした場合 : 83% (▲105%ポイント)

3 | 長期保証措置と移行措置の適用対象等

上記の 2 | の図表で示されている情報以外に、長期保証措置と移行措置の適用対象や DVA (動的ボラティリティ調整) の適用等について、各社は以下の通り説明している (なお、会社によっては、MA (マッチング調整)、VA (ボラティリティ調整) の略称を使用しているため、それに従っている)。

(1) AXA

E.4 標準式と使用された内部モデルの間の差異

標準式と内部モデルの間の主要な差異

市場リスク (抜粋)

市場リスクに関する内部モデルには、ボラティリティ調整の将来の変化を予測する「動的ボラティリティ調整」のモデル化が含まれている。これは、スプレッドの拡大による資産側の損失が、ボラティリティ調整の変更による負債側の動きによって部分的に相殺されることを考慮に入れる経済的アプローチを反映している。内部モデルでは、ボラティリティ調整のレベルは、社債や国債のスプレッドの動きに応じて評価され、負債への影響が評価される。動的ボラティリティ調整のモデリングは、投資資産に起因するスプレッドリスクを部分的に相殺する。動的ボラティリティ調整のモデリングには、EIOPA が提供するパラメーター (ウェイト、参照ポートフォリオ、基本スプレッド) が使用される。一定程度の保守性を追加し、モデリングの潜在的な制限を反映するために、社債のスプレッドレベルの変動に 25%のヘアカットが適用される (つまり、特定のシナリオで社債のスプレッドが + x bps 移動した場合、x の 75%のみがこのシナリオの新しいボラティリティ調整を得るために考慮される)。

(2) Allianz

VA について、生命保険契約については、全ての契約に対して適用しており、技術的準備金への影響は▲1,368 百万ユーロ（2022 年末 ▲1,352 百万ユーロ、2021 年末 ▲563 百万ユーロ）となっている。損害保険契約については、監督当局が適用を承認した会社に対して適用しており、技術的準備金への影響は▲598 百万ユーロ（2022 年末 ▲562 百万ユーロ、2021 年末 ▲205 百万ユーロ）となっている。

E.4.2 内部モデルの基礎となる手法（抜粋）

技術的準備金の評価については、リスクフリーレート曲線の上にボラティリティ調整（VA）が適用される。VA は信用スプレッドから導出されるため、信用スプレッドのシミュレートされた変更は、概念的には、リスク計算の基礎となる各シナリオで使用される VA の変更も意味する。したがって、これらの変化は予測可能であり、各基礎シナリオの技術的準備金の評価で考慮され、リスク資本に反映される。したがって、内部モデルには、この影響をカバーする動的コンポーネントが含まれている。動的コンポーネントをモデル化するための Allianz のアプローチは、標準式で適用されている静的 EIOPA VA の概念とは方法論的に異なる。リスク資本の計算では、Allianz のポートフォリオの信用スプレッドの動きに基づく VA の動的な動きの影響を反映している。この資産側の効果は、資産と負債のデュレーションを使用して負債側に移転される。EIOPA VA 方法論に関する逸脱を説明するために、Allianz は、動的 VA に対して、より保守的で削減された適用比率を適用している。アプローチの適切性と慎重さを検証するために、定期的な検証が実行される。

(3) Generali

VA は、生命保険ポートフォリオの 99%、損害保険ポートフォリオの 90% に対して、適用されている。VA をゼロとした場合の影響（再保険控除ベース）については、技術的準備金が 1,838 百万ユーロ²（2022 年末 1,859 百万ユーロ、2021 年末 711 百万ユーロ）（その内訳は、生命保険で 1,638 百万ユーロ（2022 年末 1,681 百万ユーロ、2021 年末 674 百万ユーロ）、損害保険で 200 百万ユーロ（2022 年末 178 百万ユーロ、2021 年末 36 百万ユーロ）増加する一方で、適格自己資本は 1,221 百万ユーロ（2022 年末 1,176 百万ユーロ、2021 年末 406 百万ユーロ）減少している。

MA は適用されていない。

技術的準備金に関する移行措置は、Generali Seguros のポルトガルの生命保険ポートフォリオに対して適用されている。

(4) Aviva

MA は、UKLAP（Aviva Life & Pension UK Limited）と AILL（Aviva International Insurance Limited）の特定の負債に適用されている。

VA は、UKLAP、AIL（Aviva Insurance Limited）（損害保険業務）及び AILL（生命保険及び損害保険業務）に適用されている（これについては、英国の保険監督当局である PRA（健全性規制機構）

² P2 の図表が示すように、QRTs の S.22.01.22 においては 1,884 百万ユーロとなっているが、本文中の説明では 1,838 百万ユーロとなっている（この差異については不明）。

とアイルランドの保険監督当局である CBI (アイルランド中央銀行) の承認を得ている)。該当する場合、VA は、VA が適用されない UK ユニットリンク契約を除く、MA が適用されない全ての負債に適用される。シンガポール及びインドの契約では、VA が適用されていない。

技術的準備金に関する移行措置は、UKLAP、AAIL に適用されている。

なお、各措置の適用対象や承認の状況等が附属資料に添付されている。

(参考) Aviva の説明

長期保証措置や移行措置の適用については、各社とも説明を行っているが、ここでは、これらの措置の適用による影響が最も大きい Aviva の例を紹介する。

(1) 技術的準備金の移行措置

概ね、以下の内容等が記載されている。

- ・適用会社
- ・移行措置の再計算
- ・移行控除の適用の考え方及び算定方法
- ・移行救済の制限
- ・グループでの移行効果
- ・適用による影響

D.2.2.1 生命保険最良推定負債のための方法論及び非経済的前提

(c) 移行措置 (未監査)

Aviva Group は、UKLAP と AAIL に、技術的準備金に関する移行措置を適用しており、適用は、2016 年 1 月 1 日から使用するために PRA によって承認された。

技術的準備金に関する移行措置は、PRA が 2 年毎又はリスクプロファイルが大幅に変更された場合はより頻繁に再計算することを要求している。UKLAP と AAIL は 2023 年 12 月 31 日に移行措置を再設定した。

技術的準備金に関する移行措置 (TMTP) は、2016 年 1 月 1 日から 2031 年 12 月 31 日までの 16 年間にわたって直線的に減少する。移行措置を再計算すると、再計算された金額は 2031 年 12 月 31 日までの残存期間にわたって直線的に減少する。

グループと単体の QRTs は、移行控除は、最初に法人レベル (又は法人内の同種リスクグループレベル) でリスクマージンに適用され、次にリスクマージンが使い果たされた場合にのみ最良推定負債に適用される。移行控除額の合計が (同種リスクグループレベルで) 総リスクマージンを超える場合、超過分は各事業部門の総控除額への寄与に比例して、最良推定負債に対して配分される。

グループと単体のリスクマージンと最良推計負債に対して割り当てられる TMTP と合計の TMTP は、以下の通りとなっている。

	UKLAP £m	AAIL £m	Group £m
2023			
TMTP allocated to best estimate liabilities	466	151	617
TMTP allocated to risk margin	536	259	790
Total TMTP	1,002	410	1,407

移行控除額は次の差異に基づいている。

- ・ソルベンシー II ベースの再保険回収額控除後の技術的準備金で、該当する場合はマッチング調整及びボラティリティ調整の影響を含み、評価日の SFCR のこのセクションに記載されているアプロー

チに従って計算されるもの

- ・ソルベンシー I のポジション。英国では第 1 の柱及び第 2 の柱の個別資本評価 (ICA) の技術的準備金のうち大きい方で、再保険回収額を控除し、評価日に適用可能な個別資本ガイダンス (ICG) を考慮したもの。

英国におけるソルベンシー II 見直しの一部として、TMTP の算出は 2024 年に簡素化されることが想定されている。

(以下、省略)

(2) ボラティリティ調整

概ね、以下の内容等が記載されている。

- ・ボラティリティ調整の説明
- ・適用会社
- ・通貨毎の VA の水準
- ・適用による影響

D.2.2.3 経済的前提

(b) ボラティリティ調整

ボラティリティ調整 (VA) は、市場の非流動性又は特に国債に関連しての、信用スプレッドの極端な拡大によって引き起こされるスプレッドの一時的な歪みを反映することを意図している。VA は PRA によって規定され、基本リスクフリーレート曲線とともにウェブサイト上に公開されている。

英国では、PRA は、UKLAP、AIL (損害保険業務) 及び AAIL (生命保険及び損害保険業務) に適用される VA の申請を承認してきた。VA の適用はまた、アイルランド規制当局 (アイルランド中央銀行) により承認されてきている。該当する場合、VA は、MA が適用されない全ての負債に適用される。例外は、承認された申請に沿って、VA が適用されない UK ユニットリンク契約である。各通貨の VA は、下記の図表の通りである。シンガポール及びインドの契約では、VA が適用されていない。

Volatility adjustment	31 December 2023 (bps)
GBP	31
EUR	19
CAD	22
CNY	7

長期保証及び移行措置の影響は、段階的アプローチを用いて QRT S.22.01.22 に開示されている。ボラティリティ調整をゼロに設定することによる影響の定量化は、移行措置の適用除外後に行われることに注意する必要がある。実際には、VA の撤廃により (移行救済の承認を得ている当グループの事業体にとって) 技術的準備金に対する移行救済が増加するため、影響はより低くなる可能性がある。

VA をゼロにすることによるグループと単体における影響は、下記の通りである。

	UKLAP	AII	AIIL	Group
	Impact of removing VA Ebn			
31 December 2023 - Unaudited				
Technical provisions	0.4	0.1	0.1	0.6
Basic own funds	0.0	0.0	(0.1)	(0.1)
Eligible own funds to meet SCR	0.0	0.0	(0.1)	(0.1)
SCR	0.1	0.0	0.0	0.2
Eligible own funds to meet Minimum Capital Requirement	0.0	0.0	(0.1)	n/a
Minimum Capital Requirement	0.0	0.0	0.0	n/a

(3) マッチング調整

概ね以下の内容等が記載されている。

- ・ マッチング調整の説明
- ・ 対象となる資産の説明
- ・ 適用による影響
- ・ 適用会社及び適用ポートフォリオとマッチング調整の水準
- ・ 内部再保険における考え方

D.2.2.3 経済的前提

(c) マッチング調整

Aviva は、UKLAP と AII の特定の負債にマッチング調整 (MA) を適用する。

マッチング調整は、キャッシュフローが比較的固定されており (例えば、将来の保険料や解約リスクがない)、満期まで保有する予定で、また相対的に固定されたキャッシュフローを有している資産と十分にマッチしている保険負債を評価するためのリスクフリーレートを増加させる。その意図は、満期まで保有される場合、契約は非流動性リスクに関連しているこれらの資産に対して、追加の利回りを得ることができるということである。

内部再保険者が (自らの留保リスクに関して) 受け取った MA 利益は、AIIL MA 利益の価値を反映するために、当グループの連結最良推定負債に対して、調整が行われて、グループの貸借対照表に保存される。グループの連結最良推定負債を計上する際に、内部エクイティ・リリース証券は破綻しないと仮定されている。

2023 年 12 月 31 日に使用されたマッチング調整は下表の通りである。

Solo entity	Matching adjustment portfolios	MA (bps)	Obligations to which a matching adjustment is applied	Assets used to back obligations
UKLAP	UKLAP	124	The majority of annuity business outside of ring-fenced funds (as defined in the approved application in 2020 to merge the previous Friends Life annuity portfolio with UKLAP)	Government bonds (including inflation-linked government bonds) Corporate bonds (including inflation-linked corporate bonds and asset backed securities) Private placements (including inflation-linked private placements) Fixed rate commercial mortgages and project finance/infrastructure Interest rate swaps, currency swaps and inflation swaps CDS (including named CDS and pair-trades) Equity release fixed rate notes Cash
AIIL	Business reinsurance from UKLAP	124	Annuity business reinsured from UKLAP as defined above.	Assets eligible for inclusion are identical to UKLAP's assets above and represent part of AIIL's deposit with UKLAP.

以下の表は、UKLAP および AILMA ポートフォリオに含まれる適格資産クラスと、マッチング調整で評価される負債を裏付けるために使用される資産の市場価値を示している。これには、「コンポーネント A」資産と「コンポーネント B」資産の両方が含まれる。MA の導出にはコンポーネント A 資産のみが使用されるが、コンポーネント B 資産は、コンポーネント A 資産の格下げリスクの引当により発生する追加負債をカバーするために必要となる。以下の表には、AILL 再保険契約に関する預託金保留資産が含まれている。

31 December 2023 Market Value	Total eligible assets £m
UK Government bonds	6,996
Overseas Government & Supranational bonds	2,448
Corporate bonds	19,213
Commercial Mortgages	6,099
PFI loans & Infrastructure	8,690
Equity release fixed rate note	7,632
Other ¹	(300)
Total	50,778

1. Other of £(300) million includes cash and derivatives (primarily interest rate, inflation and currency swaps)

エクイティ・リリース・モーゲージ資産は、UKLAP や AILL のケースのように、そのような資産が、保険会社の MA ポートフォリオに対する資産によって担保された固定クーポン・ノートを発行する内部 SPVs に証券化されている場合には、算入基準を満たす。このような再編成前には、エクイティ・リリース・モーゲージ資産は算入基準を満たさない。

商業用モーゲージや MA に含めることができるエクイティ・リリース・モーゲージ資産などの外部格付を持たない資産は、内部格付け方法論フレームワークに基づいて、資産管理者による内部格付手法に従って、ファンダメンタル・スプレッド（債務不履行や格下げによる予想損失を表す）が付与される。

内部再保険

UKLAP と AILL は、2 つの法人間のクォータシェアのアレンジメントが同一の適格資産及び負債プロファイルを確実にするような方法で設定されているため、同一の MA を使用する。

これらの出再された負債に関連する UKLAP の再保険回収額は、MA なしの基本リスクフリー金利期間構造を使用して測定される。一貫性を保つために、AILL における再保険の最良推定負債総額は、ポートフォリオ内の全ての資産の利回りから決定される MA を使用して測定される。再保険回収額に関連するポートフォリオの部分は、ゼロのリスク調整後スプレッド（すなわち、ゼロの MA）を有する。

ソルベンシー II 改革

英国におけるソルベンシー II 改革の一環として、MA 条件の変更が予定されており、投資の柔軟性が高まり、投資適格以下の資産に対する MA 上限が撤廃され、ノッチ付き信用格付けによるファンダメンタル・スプレッドが適用され、企業がベシスリスクを反映するために必要であればファンダメンタル・スプレッドの増額を適用できるようになる。

マッチング調整の影響

長期保証及び移行措置の影響は、段階的アプローチを用いて QRT S.22.01.22 に開示されている。MA をゼロに設定することによる影響の定量化は、技術的準備金に対する移行救済を除外し、VA をゼロにした後に行われることに注意する必要がある。実際には、MA の撤廃により、技術的準備金に対する移行救済が増加するため、影響はより低くなる可能性があり、またグループは MA の代わりに VA の使用の認可を得ることになるだろう。

MA をゼロにすることのグループや単体レベルの影響の定量化は、下記の通りである。

	UKLAP	AiIL	Group
	Impact of removing MA Ebn	Impact of removing MA Ebn	Impact of removing MA Ebn
31 December 2023 - Unaudited			
Technical provisions	4.7	2.0	6.6
Basic own funds	(4.3)	(1.7)	(5.9)
Eligible own funds to meet SCR	(4.3)	(1.7)	(5.9)
SCR	3.8	1.6	5.4
Eligible own funds to meet Minimum Capital Requirement	(4.3)	(1.7)	n/a
Minimum Capital Requirement	0.7	0.7	n/a

(以下、省略)

3—まとめ

以上、今回のレポートでは、欧州大手保険グループ各社の 2023 年の SFSCR (含む QRTs (定量的報告テンプレート)) の内容から、長期保証措置と移行措置の適用による影響の説明について報告した。

レポートの中で述べたように、2020 年に、新たに Allianz と Generali がその子会社において、技術的準備金に関する移行措置を適用する等、グループとしての長期保証措置と移行措置の適用状況については、新たな会社の買収等の影響もあって、固定されているものではない。ただし、こうした事項がグループ全体のソルベンシーの状況に大きな影響を与えるものにはなっていないこともまた事実である。

次回のレポートでは、SCR の算出における内部モデルの適用状況等について報告する。

以上